

設計、工事監理等に係る業務報酬基準 (告示15号) 改正の検討について

業務報酬基準とは

根拠

業務報酬基準は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもの。

概要

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準として、**業務報酬の算定方法**等を定めている。

業務報酬の算定方法として、2つの方法が示されている。

- 実費加算方法：直接人件費、直接経費、間接経費、特別経費、技術料等経費、消費税相当額を個別に積み上げて算出する方法
- 略算方法：略算表において建物の用途別・規模別に定めた標準業務量等をもとに、直接人件費、直接経費、間接経費を簡易に算出する方法

経緯

- 昭和54年に、業務報酬基準（S54建設省告示第1206号）を初めて制定。
- 平成21年に、現在の業務報酬基準（H21国土交通省告示第15号）として改正。

改正検討の背景

- 業務報酬基準については、社会資本整備審議会答申において「定期的に見直しを行うべき」とされており、また前回改正の際の中央建築士審査会においても、定期的に見直しを行う方針を確認。
- 近年、建築物の設計業務や工事監理業務が多様化・複雑化したことや、発注者からの要求水準が高まったことに伴い、設計・工事監理に係る業務量が増加。
このため、設計関係団体※から、実態に即した業務報酬基準へと改正することについて、要望が提出されている（平成29年3月24日国土交通大臣宛て、平成28年8月1日住宅局長宛てに提出）。

検討すべき主な課題

業務報酬基準について、次の視点からの見直しを検討

①発注方式の多様化に伴う設計業務の変化への対応

基本設計時に実施設計業務の一部が前倒しで行われるケースがあることに伴う対応。（従来は、基本設計と実施設計が、順を追って同一の主体によりそれぞれに行われるものとして想定。）

②建築物の大規模化・複合化への対応

20,000㎡を超える大規模な建築物や複合建築物に係る業務への対応。（現行は、用途ごとに20,000㎡以下までの業務量のみ規定。）

③標準外業務の増大への対応

近隣対応、住民説明等の標準外の業務の記載。（現行の略算表の標準業務量に含まれない標準外業務として、建築物の省エネ性能に係る業務、防災計画の作成に係る業務等についての記載あり。）



設計業務・工事監理業務・標準外業務の実態を把握した上で、実態の業務量に応じた適正な報酬が得られるよう、業務報酬基準（告示15号）の改正を検討する。

改正の検討スケジュール(案)

平成29年3月29日 中央建築士審査会において、改正の検討開始

平成29年度 検討委員会の設置、課題の把握・整理のためのヒアリングの実施（7～8月）

検討委員会において、改正方針案の検討（8～11月）

中央建築士審査会において、改正方針の審議（12月初旬）

業務内容や業務量を把握するためのアンケート調査の実施（1月下旬～）

平成30年度 中央建築士審査会において、改正案の検討

検討委員会について

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）検討委員会」委員名簿

【学識経験者】

大森 文彦	東洋大学法学部	教授・弁護士
古阪 秀三	立命館大学	客員教授
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学	教授
金多 隆	京都大学	准教授

【設計関係団体】

佐々木 宏幸	(一社)日本建築士事務所協会連合会 (日事連副会長／AIS総合設計(株)代表取締役社長)
後藤 伸一	(公社)日本建築士会連合会 (東京建築士会理事／士会連合会建築技術等部会長)
小川 成洋	(公社)日本建築家協会 ((株)久米設計開発マネジメント本部プロジェクトマネジメント部統括部長)
田辺 正義	(一社)日本建設業連合会 (日建連設計企画部会長／鹿島建設(株)建築設計本部企画管理統括グループシニアマネージャー)
金箱 温春	(一社)日本建築構造技術者協会 (JSCA前会長／(有)金箱構造設計事務所代表取締役)
山下 開	(一社)建築設備技術者協会 ((株)日建設計エンジニアリング部門技術センター理事 副代表)
西田 能行	(一社)日本設備設計事務所協会連合会 (日設事連会長／(株)西栄設備事務所)

【国】

国土交通省	大臣官房官庁営繕部
国土交通省	土地・建設産業局
国土交通省	住宅局

【事務局】

国土交通省	住宅局
(公財)	建築技術教育普及センター